

## 伊丹市災害時協力井戸の登録に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震等の災害により上水道施設が被災した場合において、当該施設が復旧するまでの間、飲用の目的以外に使用する水（以下「生活用水」という。）として供給可能な井戸を登録し、災害時における市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

### (登録要件)

第2条 市長は、井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）から次条の規定による申出があった場合で、次に掲げる要件を満たすときは、当該井戸を災害時協力井戸として登録するものとする。

- (1) 市内に所在する井戸であること。
- (2) 現に使用しており、今後も引続き井戸として使用を予定しているものであること。
- (3) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (4) 生活用水として使用できる水質であること。
- (5) 井戸枠等があり安全に使用できること。
- (6) 井戸水を汲み上げるための設備を有し、維持管理していること。
- (7) 井戸の所在地等を公表することについて同意する者であること。

### (登録の申出)

第3条 災害時協力井戸として登録しようとする所有者等は、伊丹市災害時協力井戸登録申出書（様式第1号）及び飲料水水質検査成績書その他これに準ずる書類の写し（申出をする日前1年以内に作成されたものに限る。）の提出により、市長に申出するものとする。

### (登録の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申出があったときは、現地調査及び書面による水質簡易検査を行い、速やかに審査の上、登録の可否を決定し、伊丹市災害時協力井戸登録可否通知書（様式第2号）により所有者等に通知するものとする。

- 2 前項の規定により登録の決定を行った所有者等（以下「登録者」という。）には標識を交付する。

### (登録の変更)

第5条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、伊丹市災害時協力井戸登録内容変更申出書（様式第3号）により市長に申出するものとする。

### (登録の解除)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、災害

時協力井戸の登録を解除するものとする。

- (1) 登録者から伊丹市災害時協力井戸登録解除申出書（様式第4号）による申出があったとき。
- (2) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他市長が災害時協力井戸として登録することが適当でないと思えたとき。

2 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を解除したときは、伊丹市災害時協力井戸登録解除通知書（様式第5号）により登録者へ通知するものとする。

（登録者の協力）

第7条 市長は、登録者に対し、門、玄関、塀等の近隣住民から認識しやすい場所に災害時協力井戸が所在する旨の標識を掲示すること。

（損害の責任）

第8条 災害時において市民が災害時協力井戸を使用するに当たり、井戸の所有者等又はその使用した者に損害が生じたときは、両者間の協議により処理するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。